

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
1	募集要項	8	3	3		技術者要件	「管理技術者・デザイン監理者」、「照査技術者」、「交流広場担当技術者」の設計業務実績において、照査技術者の実績は認められますでしょうか。	認めておりません。
2	募集要項	15	8	1		契約の締結	基本設計業務完了後、必要な時期に「ウ交流広場実施設計業務」「エ交通広場実施設計業務」「オ交流広場建築工事監理業務」「カ交通広場建築監理業務」「キ交流広場等のデザイン監理業務」に係る委託契約を随意契約により締結する。と記載がありますが、業務内容や契約価格について発注者と受託者において同意がなされない場合、随意契約を辞退することは可能でしょうか。	双方の同意が得られない場合、随意契約の締結は成立しませんが、このような事態を避けるために、各業務の仕様書(案)を公表しています。また、交流広場・交通広場の実施設計業務、交流広場・交通広場の建築工事監理業務、交流広場等デザイン監理業務の概算見積書は参考とし、契約時の金額を確定させるものではなく、契約時に交渉するとしています。
3	募集要項	12	5	3		貸与資料	貸与資料に「インフラ設計資料(道路・貯留槽)」と記載されていますが、その他、電気・ガス・水道・通信などインフラ施設の資料のご提供頂けますでしょうか。	電気・ガス・水道・通信などインフラ施設の資料の貸与は行いません。必要な場合は、各インフラ事業者へ問い合わせてください。
4	交流基本概要書 交通基本概要書	1	4	1	6	基本設計業務の内容	土木工事費については概算工事費の積算が求められていますが、建築構造、意匠(仕上げ)、設備については概算が求められていないように思われますが不要と考えてよろしいでしょうか？ 基本、実施とも(あるいは、一般、土木、建築の区分理解が違うのかもしれませんが?)	工事費概算書については、建築・土木を含んだものとして「(1)総合」として作成を求めています。建築意匠・構造・設備は上記に含みます。
5	交流基本概要書 交通基本概要書	1	4	2	3	追加業務の内容	地質調査は交流広場、交通広場について実施が求められており、地質調査は提案によるものと考えていますが、調査位置・箇所数・仕様の多寡に応じて設計変更の対象として認識してよいでしょうか。	提案施設の基本・実施設計において必要となる調査については、すべて本業務(基本設計)に含みます。調査位置・箇所数・仕様の多寡に応じた、設計変更は行いません。
6	交流基本概要書 交通基本概要書 交流実施概要書	2	4			設計補足	「本計画地は更地であるが、杭及び各種インフラ設備の地中埋設物の撤去が必要」とあるが、撤去にかかる調整および撤去設計については、今回の業務内容・見積に含まれず、別途と考えてよろしいでしょうか。	台帳等における対象物の確認は基本設計業務に含みます。撤去にかかる設計は基本設計業務に含みません。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
7	交流基本概要書 交通基本概要書	2	5			貸与資料	測量成果は受領できるとのことですが、受領測量データは計画地の現況通りという理解で良いでしょうか。区画整理事業の進捗に伴い、測量データが実態と異なる場合は、追加測量が必要となり別途業務として考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	交流基本概要書 交通基本概要書 交流実施概要書 交流実施概要書	3	7			提出書類	基本設計や実施設計の図面精度、内訳が不明確ですが、業務提案することによりよろしいでしょうか。	設計と条件等を遵守したうえで、提案ください。
9	交流基本要領 設計と条件	4	6	3		その他	「エリアマネジメント組織、地域団体、複合施設運営予定者及びその他関係者との調整」とは、市が窓口となって調整すると想定してよいでしょうか。また、見積提案にかかり、想定回数があればご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については具体的な回数は想定していません。別途、調整の場を設けた方がよいと判断した場合はご提案ください。
10	交流基本要領 交通基本要領	3	5	1		設計変更・追加設計	「対象施設の実施設計及び施工業務の発注時の質疑応答や実施設計者からの指摘等で設計図書の不整合や記載不足が確認された場合、現況との相違により不測の状況が確認された場合等は、市の指示及び期限に従い、受注者は原則として無償で図面修正、変更設計、追加設計及び積算業務を行い、図面及び積算資料一式を提出すること」とは、受注者に起因する設計や積算の明らかな齟齬があった場合において対応する、という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	設計と条件	3	2	2		事業用地の概要	壁面後退などの条件に関しては、今回プロポ提出時には規制なしとして、アクティベートコリドーや建築計画を提案してよいでしょうか。	高度利用地区(古川橋駅北)の規制を踏まえて提案してください。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
12	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	シェルター長さについては、提案で長さや幅、設置位置は提案してもよいでしょうか。	(仮称)門真市古川橋駅北交流広場及び交通広場基本設計業務委託設計与条件(p.9)4(6)(ア)「アクティベートコリドー(シェルター)」の内容を踏まえてご提案ください。
13	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	「京阪電鉄古川橋駅と地下通路での接続を想定」とありますが、地下広場について、地下接続レベルは計画広場±0としたときに、GL-いくつかで検討すべきかご教示ください。また、既存の地下通路などの図面等ありましたら、ご提示お願いします。	詳細の高さ条件については、本業務における検討事項となります。 提供可能な既存資料はありません。
14	設計与条件	4	2	3		設計与条件	敷地内における地盤レベルの情報がわかる資料を提供いただくことは可能でしょうか。	敷地内における地盤レベルの情報がわかる資料の貸与は行いません。
15	設計与条件	5	3	4		設計与条件	雨水流出抑制については、広場内・地下など、方式に指定はあるでしょうか。	広場内に配置し、地下式コンクリート製調整池としてください。
16	設計与条件	3,4				設計与条件	敷地測量図などCADデータを貸与いただけますでしょうか。	敷地測量図などCADデータの貸与は行いません。
17	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	特殊道路6号線は別途区画整理で整備され「デザイン・附帯物設計(ファニチャー・照明・植栽)を実施」とありますが、求められているデザイン検討では街路6号のどこまでを与件としたらよろしいでしょうか。例えば、縁石や側溝等の街築は与件とし、舗装や柵、照明、植栽は提案できるという認識で良いでしょうか。	特殊道路6号線のデザイン検討については、舗装、街渠も含むすべての要素を対象としてください。
18	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	貸与資料に「インフラ設計資料」とありますが、特殊道路6号線のインフラ施設の設計進捗はどのようになっているか確認したいです。地上機器・地下埋設物等の位置や仕様についてはデザイン検討において、必要に応じて変更が可能なものでしょうか。	前段については、一部施工済の箇所もあり、基本設計業務段階で詳細について協議とします。後段については、施工済の設備については、原則、変更は不可とします。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
19	設計与条件	5	3	3		周辺交通への配慮	動線計画について、駅周辺の整備事業にあわせて、駅構内の自転車乗り入れの規制、周辺の自転車乗り入れ範囲の規制・ルートなど個別に検討されていることがあればご教示ください。	駅構内の自転車乗り入れの規制については、現状通りです。 周辺の自転車乗り入れ範囲の規制・ルートについては、歩行者中心の空間を想定していることを踏まえ、地区特性に合わせた提案を期待しています。
20	設計与条件	9	4	6		交通広場	バスについては何バースの想定でしょうか。	1バースの想定です。
21	設計与条件	4	2	3		交通広場	交通広場に交番用地が予定され、「施設計画は別途」と記載ありますが、交番予定地の地質調査は本業務に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	設計与条件	5	3	2		事業用地等の条件	基本設計時における地質調査はシェルターを含む広場など地上施設の検討にかかるものとし、地下通路・地下広場については概略検討のため、地質調査は近隣のものを用いて検討するものとし、地質調査は実施設計段階で行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	「京阪電鉄古川橋駅と地下通路での接続を想定」とありますが、概略検討のため、京阪電鉄から竣工図、構造計算書を貸与可能でしょうか？	不可です。基本設計業務時に詳細を検討することとなります。
24	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	信号施設等を含む交通広場入口や特殊道路などの設計について、警察協議は完了しているでしょうか。未完了の場合、仕様書に信号設計の内容が未記載のため、本業務には含まれないという認識で良いでしょうか。	信号設計は本業務に含みません。 規制に関する警察協議は今後進めることとしており、交通広場入口や特殊道路にかかる警察協議は基本設計業務に含みます。
25	設計与条件	4	2	3		対象施設の概要	周辺道路・区画道路・特殊道路における横断歩道位置・幅についての協議は完了しているでしょうか。広場等の動線計画に大きく影響するため、現在の協議進捗をご教示いただけますでしょうか。	基本設計業務内での協議を想定しています。
26	その他						提案書作成にあたり、過去開催された古川橋駅周辺の社会実験の結果(アンケート、出店数・売上、利活用面積、来場者数等)を参照したいと考えています。結果や分析を含む社会実験にかかる成果内容を資料として確認することは可能でしょうか。	過去開催された古川橋駅周辺の社会実験の結果に関する資料の貸与は行いません。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
27	交流基本概要書	1	4	2	1	追加業務の内容	特殊道路6号線については「デザイン検討」と記載がありますが、成果物には、工事発注に必要な設計図および数量計算書は含まないという認識で問題ないでしょうか。	工事発注に必要な設計図および数量計算書については、基本設計業務には含まず、実施設計業務で実施予定です。
28	交流基本概要書 交通基本概要書	1	4	1	6	基本設計業務の内容	基本設計に概算工事費の検討の記載がありますが、土木設計及び建築設計共に概算工事費(工事費概要書)を算出する、という認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	交流基本概要書 交通基本概要書	3	6			業務スケジュール	業務スケジュールに、令和6年5月に「敷地・既存建築物等調査結果報告書」「給排水設備現況調査報告書」「消防設備現況調査報告書」の提出とありますが、どのような調査を想定されていますでしょうか。地下埋設物の測量資料は整っていますでしょうか。	前段については、基本設計業務内で関係機関と協議を行い、市へ報告を行ってください。後段については、提供可能な資料はありません。
30	交流基本概要書 交通基本概要書	1	4	1	3	基本設計業務の内容	「インフラ施設の供給状況の調査及び関係諸官庁との打合せ」とありますが、インフラ関連の基本設計も含まれますでしょうか。また、インフラ施設の対象をご提示頂けますでしょうか。	インフラ関連の基本設計は、(仮称)門真市古川橋駅北交流広場基本設計業務委託概要書および(仮称)門真市古川橋駅北交通広場基本設計業務委託概要書(p.1)4(1)4「基本設計方針の策定」と5「基本設計図書の作成(概要版の作成含む)」に含みます。対象は、本施設に必要とするものを想定しています。
31	交流基本概要書 交通基本概要書	1	4	1	6	基本設計業務の内容	工事費概算書の作成において、共通仮設諸経費率の設定、交通誘導員の積上げ他は業務に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。また工区区分は無しと想定してよろしいでしょうか。	前段については、本業務には含みませんが工事発注を想定した概算事業費の精度の向上に期待します。後段については、建築・土木を合算し業務ごとの作成としてください。
32	交流基本概要書 交通基本概要書	2	4			設計補足	「対象施設等及び面積等は、本業務の中で協議し確定していくものとする。よって、別冊3設計と条件については、多少の変更等を行うことがあるものとする。」とありますが、多少も含め大きな変更があった場合、履行期間、契約金額の変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、履行期間については詳細は協議によりますが、基本的には募集要項(p.4) I 2(3)「履行期間」に従うものとします。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
33	設計と条件	4	2	3		対象施設の概要	地下駐輪場、地下通路・地下広場の地下構造物の計画において、近接施工の対象となる既設構造物は現況でありますでしょうか。	地下構造物の計画において、京阪電鉄高架橋への影響は想定しています。
34	審査基準	4	5	2	1	審査基準	建築工事監理担当技術者の審査項目において、「平成25年4月以降における延べ面積が2,500㎡以上の公園・広場等の設計業務の実績を複数有しているか。」「平成25年4月以降におけるシェルターを含む駅前広場の設計業務の実績を有しているか。」とありますが、工事監理業務ではなく、設計業務の実績となるでしょうか。念のため、確認させていただければと思います。	ご理解のとおりです。
35	様式集	3	1			概算見積書作成要領	「様式11-1～11-7を用いて作成してください」と記載ありますが、「様式12-1～12-7」を用いるという認識でよろしいでしょうか。	質問を踏まえ、様式集(p3)第2「概算見積書作成要領」の1「様式の記載方法」および2「提出方法」の文中「様式11-1～11-7」を「様式12-1～12-7」と読み替えてください。
36	様式集	3	1			概算見積書作成要領	概算見積対象に、「交流広場実施設計業務」、「交通広場実施設計業務」、「交流広場建築監理業務」、「交通広場建築工事監理業務」、「交流広場等デザイン監理業務」が対象となっております。基本設計段階で、地下施設を含め事業内容・規模の変更が発生した場合は、これら実施設計業務、建築監理業務の見積は参考程度であり、随意契約時の金額を決めるものではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	設計委託契約書	4	15	17		設計仕様書の変更業務に係る受注者の提案	第15条(設計仕様書等の変更)および第17条(業務に係る受注者の提案)において、設計仕様書の変更により履行期間または契約金額の変更の記載がありますが、受注者から、「技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したとき」に加え、当初設計業務内容からの変更に対する変更協議を発注者に依頼する事は可能でしょうか。また、当初設計内容からの変更契約金額は認められますでしょうか。	前段については、当初設計業務内容からの変更に対する変更として事業者から示される内容に応じて、変更を認めるか市で判断します。後段についても、変更内容に応じて判断します。

(仮称)門真市古川橋駅北交流広場等基本設計等業務委託に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問の内容	回答
38	設計委託契約書	4	18			委託期間の延長	受注者が、その責に帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができない場合、委託期間の延長が求めることができ、発注者と協議して定めると記載されていますが、工期延期に伴う費用(例:設計協議回数が増、関係機関協議が増、設計業務増)に対する契約金額変更は認められますでしょうか。	委託期間の延長事由により判断します。